### 新市建設計画



令和7年12月変更 石岡市

### 目 次

【序記																																							1
1.	合	併	の目	的	と	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1		
2.	新	市	建設	計	画	0	策	定	方	針				•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	•	•	•	3		
3.	本	:計i	画の	策	定	手	順	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4		
第1章	重	新i	市の	棚	況	•	•																																5
1.	_	·つ	のま	5	0	現	況						•	•	•	•	•									•			•			•		•			5		
2.	新	市	の位	置	ح :	地	勢		交	通	条	件	•	•		•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•		•		•	•	•	7		
3.	主	要:	指標	įO)	見	通	し						•	•	•	•		•					•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	8		
4.	۲	れ	まて	(O)	ま	ち	づ	<	ŋ	0)	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	•	•	•	14		
5.	住	民(	の意	向	•	要	望				•			•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	•	•	•	14		
6.	新	市	の課	題	(O)	と	り	ま	と	め	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	•	•	•	15		
7.	新	市	の行	政	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16		
第2章																																							18
			理念																																				
			政策																																				
3.	±	:地	利用	(D)	方	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22		
第3章																																							23
			系区	-																																			
			を招																																				
			の輝																																				
			で安																																				
			と元																																				
			育む																																				
			と調																																				
			で步																																				
8.	效	字印	的な	行	·財	政	運	営	を	目	指	し	て	(	行	財	政	改	革	の	推	進	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44		
第4章	至	新	市に	お	け	る	茨	城	県	の	推	進	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	17
第5章	至	公	共施	設	<u>'</u> の	統	合	整	備	•		•	•	•	•	•		•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	18
第6章																																							19
1.	基	本	的な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49		
2.	歳	入		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49		
3.	歳	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49		
4.	慧	入		ŧН	(D)	見	认	額																													51		

### 1. 合併の目的と必要性

### (1) 地方分権の進展と行財政運営の効率化

地方分権とは、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。平成12年4月に地方分権一括法が施行されましたが、地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、両市町においても、自らの判断と責任で地域の特性を十分に活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが必要となっています。

また、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷等を背景として、国・地方とも極めて厳しい財政状況にあります。国がいわゆる「三位一体の改革」として、国庫補助負担金・地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを進めることとしたものの、国・地方自治体を取り巻く経済状況は依然として厳しく、先行き不透明な要素も多く残っています。

そのため、両市町においても今後厳しい財政状況が続くものと予想され、適切な行政 サービスを提供していくためには、行政運営の効率性の一層の向上を図る必要が生じて います。

現在両市町において行財政改革への取り組みが進められておりますが、従来の枠組みで対応できることには限界があります。このような状況に対応して、市町村合併によって一層の行財政基盤の充実強化や体制整備を図ることにより、地方分権の担い手となりうる新たな基礎自治体をつくることが可能となります。

### (2) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

近年の行政サービスに対する住民のニーズは、情報化、国際化など社会経済情勢の変化に伴い多様化・高度化しており、両市町においても将来に向け的確な対応が求められています。

このような状況に対し、両市町の合併によって財政規模が拡大し、財政運営の弾力性が増すとともに、専任組織や専門職など人的資源の適切な配置に対応できるようになり、 住民のニーズへの対応力を強化することが可能となります。

### (3) 少子高齢化とコミュニティづくり

わが国の年少人口(0~14歳)の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の全国将来推計人口(中位推計)によれば、平成12年の14.6%から令和3年には11.6%に減少し、高齢者人口(65歳以上)の割合は17.4%から29.4%に増加する見込みとなっています。高齢化率(平成22年国勢調査)は、石岡市は25.5%となっており、今後急速に少子高齢化が進展する可能性が高くなっています。

このまま人口減少と高齢者人口の増加が同時に進めば、総体的に地域活力の低下をもたらすだけでなく、保健・医療、福祉関係をはじめとする行政需要の大幅な増加をもたらし、従来の市町の枠組みにおいては行政サービスの提供に少なからず困難が生じることが予想され、このような事態に対応するため、より効率的な運営や手法が求められています。

また、今後予想される少子高齢化社会においては、地方自治本来の「住民自治」に立ち返り、地域社会における住民のパワーを活かした自発的な取り組みが必要となります。そのためには、行政区域の拡大によって、生涯学習やボランティア、NPOなど住民活動のネットワークが拡大し、地域課題の解決に向けて住民が主体的に対応できるコミュニティづくりを進めていくことが必要となります。

### (4) 生活圏の拡大に対応する都市整備

交通手段・情報通信技術の発達などに伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。こうした日常生活圏の拡大に伴い、住民の利便性や多様性を高めるため、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用など広域的な視点に立ったまちづくりを求めるニーズが高まっています。

石岡市と八郷町は生活圏域の重なりが見られ、「食料品など日用品の買物」、「電化製品、家具などの買物」、「レストランなどでの食事」、「専門的な医療機関」などの日常生活や「常陸風土記の丘」、「茨城県フラワーパーク」や「やさと温泉ゆりの郷」など観光資源を活用した交流など両市町の関わりは高くなっています。

さらに、安全で安心できる地域社会の構築に向け、大規模な災害などに対応できるよう広域的な防災体制を構築する必要があります。

このような状況に対し、両市町の合併は、住民の日常生活圏の拡大に対応した都市整備を進め、生活の実態に即した、より効果的なまちづくりを行うことが求められています。

### 2. 新市建設計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画(新市建設計画)については、次のような策定方針で臨む。

### 1 計画の目的

本計画は、石岡市及び八郷町の合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、両市町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう策定する。

### 2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

### 3 計画の期間

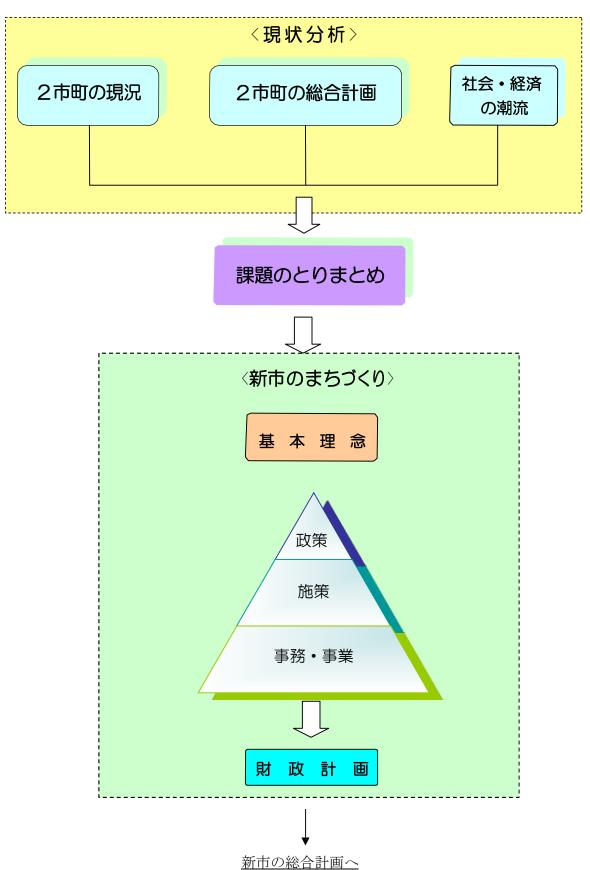
本計画の期間は、合併の年度及びそれに続く25ヵ年度とする。

### 4 計画策定の方針

- (1) 本計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。
- (2) まちづくりの最上位計画である両市町の総合計画とその方向性を十分に尊重し、 両市町を一体的な地域とみて、新市をともに築いていく計画とする。 なお、新市の総合計画策定時には、本計画を尊重し、その趣旨・内容を配慮した 形で審議するものとする。
- (3) 本計画には、新市の建設の根幹となるべき主要事業を掲載するものとする。
- (4)公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配 慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮して策定する。
- (5) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定する。
- (6) 計画策定以降の社会経済情勢や財政状況等の変化により、新市建設計画の変更の 必要性が生じた場合には、新市において本計画を変更するものとする。

### 3. 本計画の策定手順

策定手順は、現状分析と課題のとりまとめ、新市のまちづくりの3つのプロセスに分かれています。



### 第 1 章 新市の概況

### 1. 二つのまちの現況



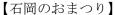
石岡市は、昭和28年高浜町を編入、翌29年には市制を施行し、同年三村と関川村とを編入して現在の市域となりました。

奈良時代には国府が置かれ、国分寺・国分尼寺が建立されるなど、常陸国の政治・文化の中心地として栄えました。また、「茨城」の地名の発祥地ともいわれています。このほか、 舟塚山古墳や陣屋門など、古代から近世にかけての遺産を誇る「歴史のまち」です。さら に、関東三大祭の一つ「石岡のおまつり」も有名です。市では、このような歴史・文化を 活かしたまちづくりを進めていて、「常陸風土記の丘」などの整備に力を入れています。

良質の水と米に恵まれ古くから酒造業が盛んでしたが、近年では、柏原工業団地に代表されるように、首都圏への交通アクセスのよさを活かした産業が拡大しています。また、商業・サービス業については、近隣町村からも誘客しており、県中央部の要となっていますが、一層の活気をめざして、「中心市街地活性化プラン」の推進や、県内2番目となるTMO(まちづくり機関)の指定を受け、事業展開を図っています。

市では市民参画が進んでいて、NPOなどの市民団体によるまちづくりを支援しています。 また、市民の交流拠点として「まちかど情報センター」が活用されています。さらに環境への配慮や行財政改革への取り組みも積極的で、ISO14001※を認証取得したほか、行政評価や条件付一般競争入札制度などを導入しています。

IS014001\* 環境マネジメントシステム規格。原料の調達、消費、リサイクルなど、行政機構等のあらゆる面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針。





【常陸風土記の丘】





八郷町は、昭和30年、1町7カ村の計8つの町村が合併してできた町で、町名の由来もそこから来ています。

面積は150k㎡を超え、その広大で肥沃な土地を利用した農業は、水稲のほか、梨・柿・ブドウ・ミカン・イチゴなど果樹生産が盛んで、生産地帯を縦断する道路は「フルーツライン」と称されています。

水郷筑波国定公園・吾国愛宕県立自然公園に指定された豊かな自然環境と田園環境の中で、自然・人々とのふれあいと農林業を体験するグリーン・ツーリズムが楽しまれています。

また、「茨城県フラワーパーク」や「やさと温泉ゆりの郷」、歴史文化遺産などの観光資源も多く、果物狩りとともに観光客の「やすらぎの郷」を目指しています。さらに、筑波山周辺は、良好な風の流れに恵まれ、ハンググライダーやパラグライダーなど、国内屈指のスカイスポーツのメッカとして注目されていて、平成15年3月には、パラグライダーのワールドカップが開催されました。このように、豊かな自然と農林業・レジャーを組み合わせた通年型の観光地づくりに取り組んでいます。

最近では、自然・田園景観を活用したドラマ等の撮影誘致(フィルム・コミッション) にも力を入れています。また、町全体を博物館に見立てた「エコ・ミュージアム(地域まるごと博物館)」が検討されています。

### 【茨城県フラワーパーク】



【峰寺山西光院】



### 2. 新市の位置と地勢・交通条件

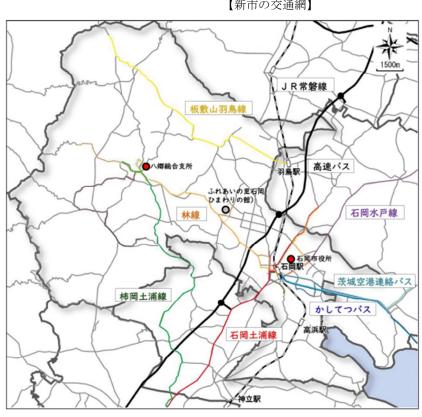
【新市及び周辺図】



### ・位置と地勢

新市は、都心から北東へ約70km、茨城県の ほぼ中央部に位置します。

面積は、215.53k m²と県内でも有数の広さを誇 っています。新市の大半は関東平野特有の平坦 な地形となっています。一方、西部から北部に かけては、筑波山系が連なり、そこから市街地 へ向けてなだらかな丘陵地が広がっています。 そして、恋瀬川が注ぐ東南部には、日本第二の 湖、霞ヶ浦が水を湛えています。



【新市の交通網】

### ·交通条件

首都圏から東北地方を結ぶ常磐自動車道・国道6号・JR 常磐線が、新市を南北に貫い ています。この交通条件の良さが、住民生活はもちろん、企業誘致やビジネス立地上優 位となっています。

また、平成17年につくばエクスプレス開通、平成22年に茨城空港開港など、新市周 辺の交通条件がいっそう整備されました。また、平成22年8月には、小美玉市と連携し、 廃線となった鹿島鉄道跡地を全国初の公設民営方式の BRT (Bus Rapid Transit:バス専 用道)として整備しました。

### 3. 主要指標の見通し

### (1)人口

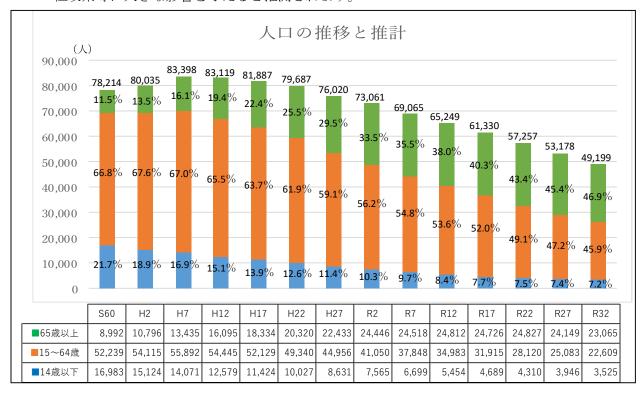
### · 人口推計

産業経済の発展や首都圏域の拡大に伴うベッドタウン化などにより、新市域の人口は、 戦後一貫して伸びてきましたが、平成7年(1995年)ごろ83,398人とピークとなり、令 和6年には、7万人を下回りました。今後も少子高齢化は進展していくと予想され、国立社会保 障・人口問題研究所の推計では、令和32年(2050年)には、5万人を下回ると予想されていま す。

### · 人口構造

新市ではすでに、平成12年時点で、年少者人口15.1% (0~14歳) と高齢者人口19.4% (65歳以上)の割合が逆転しました。今後少子化と高齢化が同時に進み、令和12年(2030年)には、年少者人口が8.4%に低下すると推計されます。これに対して、高齢者人口は38%に高まると予想されます。

また、少子高齢化率の大幅な上昇によって、生産年齢人口(15~64歳)も平成12年の65.5%から令和12年には53.6%へと11.9ポイント低下するとみられ、新市の経済や福祉政策等に大きな影響を与えると推測されます。

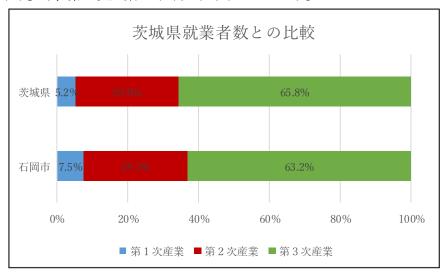


[資料:各年国勢調査(令和7年は1月時点の常住人口からの石岡市算出値、それ以降は推計値)]

### (2) 産業構造

### · 産業別就業者数

令和2年の国勢調査によると、新市の就業人口は38,340人となっており、平成27年の38,372人から、ほぼ横ばいとなっています。産業別割合では第1次産業7.5%、第2次産業29.3%、第3次産業63.2%となっており、茨城県全体と比較すると、第1次産業がやや多く、第3次産業がやや少なくなっています。



[資料:令和2年国勢調查]

### ・農業

新市は、肥沃な優良農地と高い技術及び大都市近郊という優位性を活かし、米、野菜、 果物など、幅広い農業生産が行われています。

また、畜産業は養豚、酪農、養鶏を中心に盛んで、県内でも有数の産地となっています。

林業は、雄大に広がる森林の保全、森林生産力の増進が図られています。



[資料:生産農業所得統計]

### ·製造業

新市には、酒造りや農産物などの地場産業に加え、製造業関連の企業が多数、工業団 地等に進出しており、製造業は地域産業の一つの核となっています。

近年は、景気のゆるやかな回復基調とともに、企業が製造拠点を海外から国内へ移す動きもみられ、製造出荷額は増加し、令和4年は約2,992億円となっています。



[資料: H30、R元は工業統計調査、R2は経済センサス―活動調査、R3、R4は経済構造実態調査]

### ・商業

近年、新市では周辺地域に立地する大型商業施設での購買行動が見られるものの、景気のゆるやかな回復基調を背景として、地域内での商業販売額が増加傾向にあります。 平成23年に966億円だった年間商品販売額は、令和2年に1,569億円となり、9年

間で約62.4%増加しています。



[資料 H18、H25 は商業統計調査、H23、H27、R2 は経済センサス―活動調査] ※H18 は、H18.4.1~H19.3.31 の期間における数値。

### · 観光

新市は、豊かな自然や歴史遺産などの観光資源に恵まれています。令和6年には、いばらきフラワーパーク23万人、常陸風土記の丘10万人など、多くの観光客が訪れています。合併により、これらの観光地・施設をネットワークすることにより、より一層集客力が高まると予想されます。

また、筑波山系におけるグリーン・ツーリズムやスカイスポーツ、霞ヶ浦でのマリンスポーツ、地域資源を活かした拠点づくりなど、新たな展開も期待されます。

### 観光施設等への来場数(令和6年度)

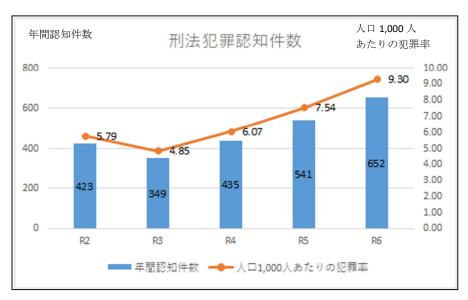
単位:千人

施設名等	来場者数
常陸風土記の丘	102
石岡のおまつり	553
いばらきフラワーパーク	228
やさと温泉「ゆりの郷」	136

### (3)安全•安心

### ·刑法犯認知件数

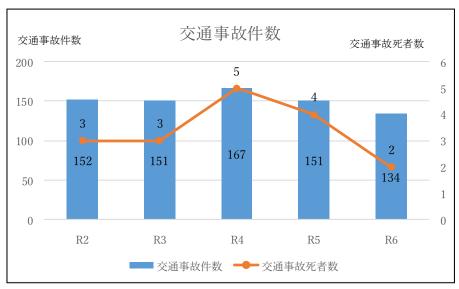
石岡市における犯罪はコロナ禍に減少傾向でしたが、その後増加傾向にあります。令和6年における市内刑法犯認知件数は652件、人口1,000人当たりの犯罪率は9.30件と、令和2年の5.79件と比較して、61%増加しています。



[資料:茨城県警察]

### · 交通事故件数

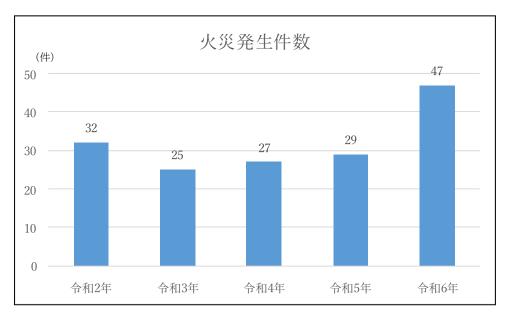
石岡市における交通事故については、令和4年以降交通事故件数、交通事故死亡者数は 共に減少しています。



[資料:茨城県警察]

### · 火災発生件数

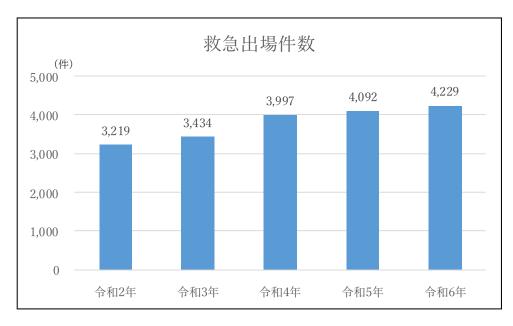
火災発生件数は、ここ数年減少傾向を示していましたが、令和6年には 47 件となりました。 行政・地域を挙げての防火活動が求められます。



[資料:石岡市事務に関する説明書]

### ·救急出場件数

救急出場件数は、年間 4,000 件を超え、増加傾向にあります。一刻も早い救急活動に加えて、救急車の適正利用が求められます。



[資料:石岡市事務に関する説明書]

### 4. これまでのまちづくりの考え方

(石岡市・八郷町総合計画より)

	石岡市	八郷町
基本理念	"人が輝き歴史の息づくまち"  ・人を尊重するまちづくり  ・市民と行政のパートナーシップ  ・石岡の個性を高める	"すこやかにひとが暮らすまち" ・自然と都市が調和するまちづくり ・明るく健康に暮らせるまちづくり ・豊かに暮らせるまちづくり ・ともにつくるまちづくり
将来都市像	<ul><li>・人が育つまち</li><li>・人が集うまち</li><li>・人がほほえむまち</li><li>・人が安らぐまち</li><li>・人が行き交うまち</li></ul>	・快適で住みよい調和のとれたまち ・安全でゆとりある環境のあるまち ・次世代を担う人を育むまち ・誰もが安心して暮らせるまち ・地域産業の連携と交流により活力を生むまち ・ともにつくるまち
重点プロジェクト	・生涯学習の推進 ・市民参加の推進 ・地域コミュニティの充実 ・地域連携の推進 ・文化財マスタープランの活用 ・舟塚山周辺環境整備 ・常陸国分尼寺跡環境整備 ・常陸国衙跡環境整備 ・博物館の建設 ・歴史のみちづくり ・中心市街地活性化の推進 ・神栄跡地の活用 ・国道6号バイパスの整備促進 ・国道355号バイパスの整備促進 ・広域市町村間連絡道路の整備促進	「まちまるごと博物館〜エコミュージアム構想」 ・エコミュージアムセンターの整備 ・花と緑の観光レクリエーション拠点の充実 ・健康レクリエーション拠点の拡充 ・芸術の森ゾーンの形成 ・森林レクリエーション拠点の充実 ・田園居住促進ゾーンの形成 ・畜産振興・ふれあい拠点の整備 ・健康と歴史の丘の整備 ・広域交通及び町内環状道路の形成 ・幹線道路の整備

### 5. 住民の意向・要望

本計画は、「住民と行政の協働」を基本方針として掲げています。住民の考えを計画に反映するため、これまで石岡市・八郷町では、総合計画策定時における住民アンケートのほか、住民懇談会など、さまざまな機会や手段を用いて、住民の意向や要望など住民の声を集約してきました。

### 6. 新市の課題のとりまとめ

これまでみてきた新市を取りまくさまざまな条件(社会・経済潮流)、2市町の現況や重点プロジェクト、住民の意見・要望等を踏まえると、新市の課題は次のように整理することができます。

## 社会・経済の潮流

- ・ 少子高齢化の進行
- ・生活圏の拡大
- ・地方分権の進展
- ・厳しい財政状況

### 一市町の現況

- ・優位な交通条件
- ・人口は減少へ。少子高齢化が進行
- ・ 県内有数の農業生産
- ・期待される観光産業
- ・揺らぐ治安への信頼

## 住民の意向・要望

### <新市の誇り>

- 自然に恵まれたまち
- ・盛んな農林業
- ・静かな住環境
- ・定着した住民参画
- ・豊富な歴史・文化資源
- <新市に期待すること>
- ・保健・医療・福祉の充実と連携
- ・ 行財政改革の推進
- 産業振興
- ・環境・文化の都市づくり

# 二市町の重点プロジェク

### ・地域福祉の充実・連携

- ・自然環境の保全と活用
- ・教育・学習環境の向上
- ・地域情報化の推進
- ・行政への住民参画
- 観光・レクリエーションの振興
- 道路交通網の整備
- ・歴史・文化の伝承と活用
- ・広域ネットワークの推進



### 7. 新市の行政課題

### 新市の一体化

新市は合併により成立します。旧市町は、それぞれの地域特性や住民の意向などによって異なるまちづくりを進めてきたため、生活基盤のさまざまな面で違いが生じています。 新市の最優先課題として、地域の均衡ある発展及び地域の一体化のための社会資本整備が大切です。

特に、地域の幹線道路整備が遅れており、住民生活に不便を強いられています。企業立 地等の条件としても不利となるため、国や県と連携しながら早急な整備が必要です。新市 の一体化には、地域内の連携軸となる道路の新設・改良等が不可欠です。

また、地域活力の伸び悩みの大きな要因ともいわれる市街地や駅周辺の整備が切望されているとともに、新市の住民が一体感を醸成するためのCI\*やイベントなどのソフト的な施策・事業等も求められます。

CI\*市の統一的イメージ戦略のこと

### 新市の持続的な発展のために

### 1. 都市基盤の整備

新市が永続的に発展していくためには、産業や生活を支える都市基盤を整備することが 大切です。道路、下水道、各種公共施設など、新市にふさわしい都市基盤づくりが求めら れます。

### 2. 産業の振興

地域産業に活力がなければ、いずれ人も物もお金も流出していきます。農業や製造業などの既存産業を、規模・人材とも拡充していくことや、観光など期待される新産業の育成に努力していくことが望まれます。

### 3. 安全な地域づくり

近年の犯罪や交通事故の増加によって、住民が安心して暮らせる社会づくりが求められています。行政・警察及び地域コミュニティの連携によって、住民の安全を守っていくことが重要です。

### 生活の質の向上のために

### 1. 保健・医療・福祉の充実

高齢化が急激に進展し、介護や健康づくりのための人材、施設、サービスなどが要請されます。

また、障がい者や高齢者などが、気軽に外出し利用できるよう、歩道や建物のバリアフリー化を進める必要があります。

### 2. 教育・文化の充実

地域が持続的に発展するためには、人材育成がきわめて重要です。地域に生まれ育ったこどもたちの郷土愛を育みつつ、保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設・小中学校等で質の高い教育を提供しなければなりません。

また、この時期に情操教育・道徳教育などに力を入れ、青少年を健全に育成することが求められます。

一方、住民の自己実現サポートのため、生涯学習メニューの充実・質の向上が今後ま すます重要となってきます。

### 3. 環境共生・循環型社会の構築

新市は、県内でも有数の自然環境に恵まれた地域です。これは過去からの遺産として 未来へ継承していくことが大事です。同時に、自然と共生していくことで自然も人も永 らえるように努めていかなければなりません。

また、家庭や農林業から発生する廃棄物を資源として活用する循環型社会を構築すること、さらには太陽光・熱やバイオマスを利用した新エネルギーの創出・活用を図るなど、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換が今後の課題です。

### 自己決定・自己責任型の行政運営のために

### 1. 住民と行政との協働

市町村合併の背景は、端的にいえば地方分権への対応であり、自治体は自己決定・自己責任の行財政運営を求められています。

そのため、行政計画の立案・執行・管理・評価において、従来以上に住民が参画し、 行政と協働していくことが大切です。

### 2. 行財政改革の推進

合併目的の第一は、スケールメリットの追求であり、両市町で重複していた業務や 人員を削減し、効率化を進めていくことにあります。

また、可能な限り民間委託や電子化を進め、コスト削減とサービス向上を同時に目指していく必要があります。

### 第 2 章 新市のまちづくり基本方針

### 1. 基本理念

基本理念とは、新市のまちづくりにあたって基本となる考え方であり、全ての政策の実現のための総合目標です。

新市の特性や住民の意向をもとに、本計画の基本理念を次のように定めます。

### <基本理念>

活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくり

一 自然と歴史・文化が融合した中核都市 一

### <基本理念の目指すもの>

合併する二つのまちは、伝統的に自治会やお祭りなど、地域活動が盛んなところでした。 その住民の自主性や協調性は近年行政面にも及んでおり、住民と行政の協働がいたるとこ ろでみられるようになっています。合併によって誕生する新市においては、地方分権の流 れも踏まえ、今まで以上に住民と行政が協働を深めていくことが、合併の効果を高める条 件となります。

一方、この地域は古くから茨城県有数の政治・経済・文化の拠点でした。

合併を機に、農業をはじめ、商工業・観光などの産業振興により、地域活力の向上を図っていきます。

また、少子高齢化社会を迎えて、赤ちゃんからお年寄りまで、さらに障がいのある人や 外国人など、誰もが安心して生きがいに満ちて暮らせるまちづくりを進めます。

今後は、自然や歴史・文化といった地域資源を有機的に結合させるとともに、交通機関 や情報網の発達により、人や物の交流が盛んな中核都市を目指します。

### 2. 基本政策

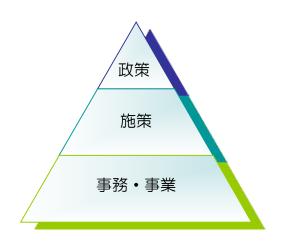
### 政策・施策・事務・事業

自治体の行政計画は通常3段階のピラミッド構造で表されます。

最も大きな括りを「政策」と呼び、大局的な見 地から新市が目指すべき方向や目的を示します。

政策を達成するための方策が「施策」、施策目 的を達成するための具体的な手段(最も住民に身 近な業務)を「事務・事業」と呼びます。

本計画では、政策について概観した後、施策及 び事務・事業の主なものを掲げます。



### 政策推進の基本指針

### ・住民の一体化と地域特性の尊重

市町村合併の効果は、行政サービスに対する住民の満足度によって計ることができます。その住民の満足度を高めるには、これまで別々だった自治体の枠を越えた住民の一体化が最も重要です。各政策の推進にあたっては、まず住民の一体性確保を優先して取り組みます。

一方、それぞれの地域は、独自の歴史や文化を築き上げてきました。合併しても、これらの地域特性を尊重し、引き継いでいくことが大切です。地域ごとの特長を生かし合い、調和させていくことによって、新市の一体化と新市全体の持続的発展を目指していきます。

### ・最大の投資効果

合併特例債等の財政支援があるとはいえ、地方交付税等の削減など新市の財政は厳しい状況が続く見通しです。限られた財源の中で、最大限の効果を生む手段・手法を採用します。

### ・住民と行政との協働

新市においては、これまでの住民参加・参画をさらに進めて、計画行政のすべての段階(調査、計画策定、実施、評価、見直し)において住民が協働して行うような仕組みをつくります。

### 八つの基本政策

### 1. 明日を拓くまちへ(都市基盤の整備)

市民生活や産業活動の基本である道路や交通機関、住宅、下水道など、社会資本の整備を進めます。

また、新市の公共施設や商業施設などを快適に利用できる地域内連絡道路や公共交通の整備などにより、高齢者や移動制約者をはじめ住民の利便性を図っていきます。

### 2. 産業の輝くまちへ(産業の振興)

### ・第1次産業の振興

米、野菜、果樹のほか、畜産、林業など、バランスの良い生産基盤を活かした第1次 産業の振興に努めます。

### ・商工業の活性化

商業・商店街を活性化するとともに、企業誘致など工業振興を図ります。

### ・地域産業としての観光産業の育成

地域の多様で魅力的な観光資源を有機的に連携させて、観光を新たな産業として育てていきます。

### 3. 安全で安心して暮せるまちへ(安全な地域づくり)

警察との連携はもとより、防犯灯や防犯カメラなどの設置や地域ぐるみの防犯活動などにより、犯罪を未然に防止するよう努めます。

また、危険箇所・危険建造物などの改修などを進め、自然災害による被害を最小限に止めるよう備えます。

### 4. 笑顔と元気のあるまちへ(保健・医療・福祉の充実)

赤ちゃんからお年寄りまで、地域の中で安心して暮らせるよう、市内に十分なサービス 提供体制を整えます。

また、保健・医療・福祉各分野の施設及びサービスの連携を深めます。

特に、住民の要望が強い医療については、各医療機関の連携強化など、早急に体制づくりを進めます。進む高齢化社会に対応して、介護や介護予防の施設整備のほか、保健・福祉のサービスを充実していきます。さらに、少子化対策として、子育てのしやすい環境づくりに努めます。

### 八つの基本政策

### 5. 人を育むまちへ(教育・文化の充実)

### ・学校教育環境の充実

教育内容の充実に努めるとともに、学校教育の多様化と質的な向上を図るため学校施設の整備を進めます。

### ・生涯学習・社会教育の充実

こどもから高齢者にいたるまで、地域で生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習・ 生涯スポーツの充実に努めます。

また、青少年の健全育成など社会教育の充実を図ります。

### ・芸術・文化のまちづくり

市内の歴史的遺産や伝統芸能を継承するとともに、芸術・文化に親しむまちづくりを 行います。

また、人材活用により、芸術をまちづくりに生かします。

### 6. 自然と調和するまちへ(環境共生・循環型社会の構築)

・自然の保全・活用

自然環境を守るとともに、人と自然が共生する社会を目指します。

### ・循環型社会の構築

生ごみの堆肥化や畜産廃棄物の厩肥化による循環型農業や、ごみの減量・再利用・再生利用など、資源の地域内循環を進めます。また、太陽光・熱やバイオマスなどの自然エネルギーを創造・活用して、環境負荷の少ない生活を促進します。

### 7. 協働で歩むまちへ(住民と行政との協働)

各地域でこれまで行ってきた住民参加のまちづくりをさらに進めて、住民が主役となる まちづくりを行います。

### 8. 効率的な行財政運営を目指して(行財政改革の推進)

厳しい財政状況の中、多様化する住民の行政ニーズに応えられるよう、継続的に行財政 改革を進めていきます。

### 3. 土地利用の方向

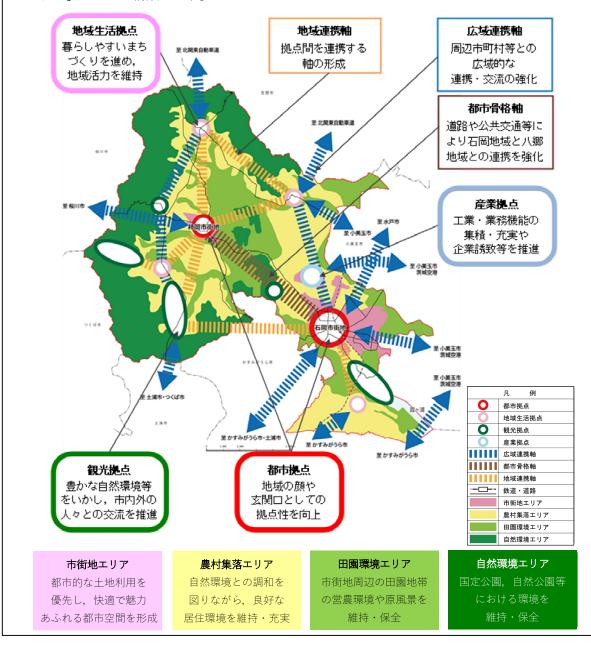
新市の土地利用は、都市基盤の整備と自然環境とのバランスを考慮して描いていかなければなりません。基本理念の実現に向け、土地利用を区分し、適正な誘導に努めます。なお、本計画の土地利用構想では、基本的な方針のみを示し、詳細な土地利用の設定

については、新市において住民参画のもと策定される都市計画マスタープランなどに委ねます。

### 将来都市構造

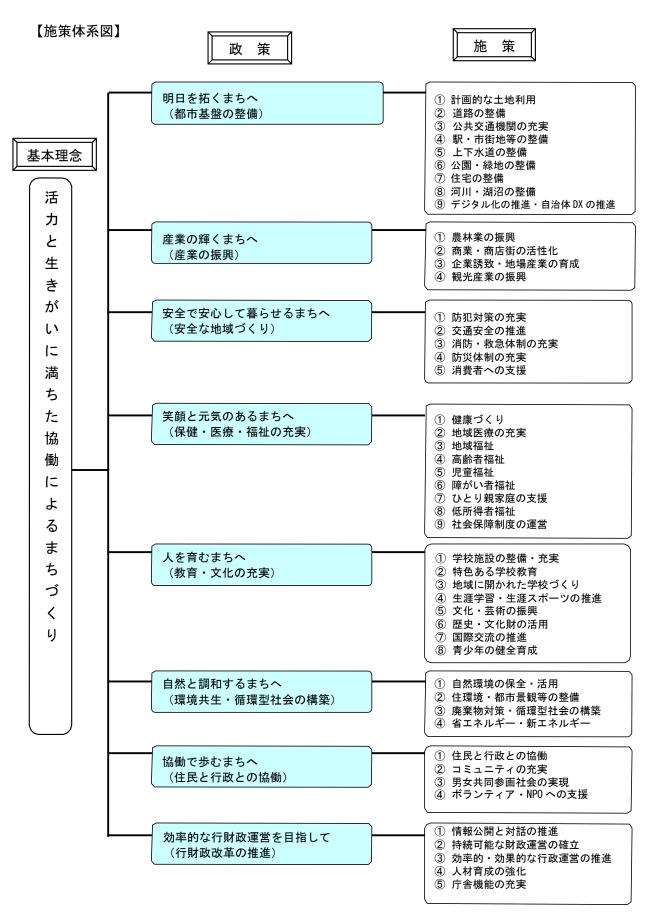
本市では、二つの市街地(石岡地域・八郷地域)を中心として、点在する多様な拠点間が有機的に連携するとともに、市街地外の自然環境・歴史資源等の保全・活用を進める、多核連携型の都市構造を目指します。

将来都市構造は、地区の核となる「拠点」、拠点間を結ぶ「軸」、土地の特性に応じた面的な「エリア」によって構成します。



出典:石岡市都市計画マスタープラン

### 第3章 新市のまちづくり具体像



### 1. 明日を拓くまちへ(都市基盤の整備)

新市は、豊かな自然や条件の良い交通立地、魅力的な地域資源に恵まれ、発展の可能性を十分に有しています。さらに、つくばエクスプレスの開通や茨城空港の開港により、新たな地域づくりの展開が期待できます。

新市の持つ潜在力を大きく開花させ、産業の振興と住民生活の向上を図っていくには、幹線・ 生活道路や下水道、市街地の整備など公共資本の充実が欠かせません。

また、広域的な都市関連施設(ゴミ焼却施設・火葬場施設等)については、関係市町村と連携を取りながら整備促進に努めます。

都市基盤の整備は、明日を拓くまちへの必要条件といえるものです。

### (1)主要施策

### ① 計画的な土地利用

自然との共生を基本とし、文化・歴史など地域ごとの特性を活かしたゾーニングを行うとともに、社会経済情勢に適合した合理的な土地利用を計画的に進めます。

また、地域の意向を踏まえた均衡ある土地利用と地域資源の有効活用を図るため、住民との協働による都市計画マスタープランを見直しながら、魅力ある生活空間を創造します。

### ② 道路の整備

地域内の幹線道路については、交通量の増大への対応と利便性・安全性の一層の向上を 念頭に整備を図ります。

また、広域幹線道路の整備を計画的に行い、市内のネットワーク化を進めるとともに、 市外との一層の交流を促進し、産業、観光、福祉、教育などへの波及効果を生み出します。 地域高規格道路である国道6号千代田石岡バイパスや国道355号玉里石岡バイパスなど については、地域の基軸路線として早期完成を目指します。

常磐自動車道の石岡小美玉スマートインターチェンジの活用により、物流拠点の形成に 努めます。

### ③ 公共交通機関の充実

公共交通は、市民が日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段のひとつであるとともに、人々の外出を促すだけでなく、環境負荷の軽減効果が期待されます。

この公共交通の利用を促進するため、石岡市地域公共交通計画に基づき、地域に適した交通サービスの充実を図ります。

### ④ 駅・市街地等の整備

新市の玄関口である石岡駅は、交通結節点であることから、路線バスなどの公共交通と連携を図り、駅を拠点とした中心市街地の活性化を促進します。

また、高浜エリアは、駅舎だけでなく地域資源を活用しながら、地域の一体的な整備を促進します。

### ⑤ 上下水道の整備

水は住民生活や産業活動にとって欠かせません。このため、水源の確保、水道施設の整備、県との経営の一体化を進め、安全で安定した水道水の供給に努めます。

人と自然が共存する美しいまちを創り、公共用水域の水質を保全するためには、生活排水の効率的な処理による水質確保が重要です。このため、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の各事業を「生活排水ベストプラン」に則した形で導入し、清潔で住みよい環境づくりを行います。

### ⑥ 公園・緑地の整備

新市の豊かな水と緑を保全するとともに、住民や来訪者が身近にふれあい安らげる公園 の充実を図ります。

### ⑦ 住宅の整備

安心・快適に暮らせる住宅整備のため、住宅の建築やリフォームへの支援を進めます。 公共住宅の整備にあたっては、石岡市営住宅長寿命化計画に沿って計画的な維持管理に 努めます。

### ⑧ 河川・湖沼の整備

新市は、恋瀬川・園部川・山王川の河川が流れ、その水は霞ヶ浦へと注ぎ、市内全域がそこからの恵みを受けています。このかけがえのない財産を守るため、河川改修や水質保全対策を強力に進める一方、水辺環境を活かした親水公園やサイクリングロードの整備を行うなど、資源活用にも力を注ぎます。

### ⑨ デジタル化の推進・自治体 DX の推進

急速に進展するデジタル社会に対応し、地域住民の利便性向上や地域課題の解決を図るため、すべての住民がその恩恵を享受できる活力ある地域社会の実現を目指します。

また、情報通信技術を最大限活用し、積極的に行政手続きのオンライン化を推進するなど、行政サービスの利便性向上に取り組むとともに、デジタルに不慣れな方への支援にも注力し、人にやさしいデジタル化を進めます。

### (2) 主な事業

	主要施策	主な事業
1	計画的な土地利用	<ul><li>○都市計画マスタープランの見直し</li><li>○統合型地理情報システムの活用</li><li>○土地区画整理</li><li>○市街地再開発</li></ul>
2	道路の整備	<ul><li>○広域幹線道路の整備</li><li>○常磐自動車道石岡小美玉スマートインターチェンジの活用</li><li>○地域高規格道路の整備促進</li><li>○上曽・朝日トンネルの活用</li><li>○生活道路の整備</li><li>○歩道の整備</li><li>○幹線道路の整備</li></ul>
3	公共交通機関の充実	○公共交通の維持・充実
4	駅・市街地等の整備	<ul><li>○駅周辺の整備</li><li>・石岡・高浜駅周辺の整備</li></ul>
(5)	上下水道の整備	<ul><li>○上水道</li><li>・水道施設の整備</li><li>○排水処理</li><li>・公共下水道の整備</li><li>・合併処理浄化槽の設置</li><li>・農業集落排水の整備</li></ul>
6	公園・緑地の整備	<ul><li>○公園・緑地の整備</li><li>・都市公園の充実</li><li>・総合運動公園の充実</li><li>○水と緑のネットワークの形成</li></ul>
7	住宅の整備	<ul><li>○石岡市営住宅長寿命化計画の運用</li><li>○住宅整備の支援</li></ul>
8	河川・湖沼の整備	<ul><li>○親水公園の整備</li><li>○水辺の環境創造</li></ul>
9	デジタル化の推進、自治体 DX の 推進	<ul><li>○行政サービスの利便性向上</li><li>・行政手続きのオンライン化推進</li><li>・公共施設予約システムの利便性向上</li><li>・デジタル活用支援の充実</li></ul>

### (3) 茨城県推進事業

- 一般国道 355 号整備事業
- ・主要地方道笠間つくば線整備事業
- 一般県道石岡田伏土浦線整備事業
- ·都市計画道路若松行里川線整備事業
- 主要地方道石岡筑西線整備事業
- · 主要地方道土浦笠間線整備事業
- 一般県道月岡真壁線歩道整備事業
- 一級河川恋瀬川河川改修事業

### 2. 産業の輝くまちへ(産業の振興)

地方分権が進む中、地域の自立は大きな課題の一つです。新市の自立を支え持続的に発展させていくためには、地域の産業と経済の均衡ある成長が必須です。

新市の主幹産業は、豊かな自然と大都市近郊の立地条件を活かした農業です。

一方、産業別総生産額から見ると、その大半は商業と製造業とで占められていて、商工業の振興も重要な課題です。

また、林業などの既存産業を守り育て、新たな産業を創造していくことが求められています。 これらによって、新市が輝く産業のまちとなることを目指していきます。

### (1) 主要施策

### ① 農林業の振興

農道や用排水路、圃場整備などの農業基盤の整備を進め、併せて優良農地の保全と確保に努めます。

また、認定農業者の育成や新規就農者への支援強化など、担い手の育成を図るとともに、経営の安定と効率化及び生産意欲を高める施策を行います。さらに、地域ブランドの創出や安全で安心な農畜産物の安定供給と、情報のネットワーク化による消費の拡大にも努めます。

新市は多くの山林を有することから、森林の育成と保全体制の充実に努め、住民や来 訪者の憩える場としての有効活用を促進します。

一方、体験農業や観光農業、グリーン・ツーリズム\*などを通して、都市と農村の交流 を促進し、魅力ある農林業の展開を目指します。

\*グリーン・ツーリズム・・・都市生活者などが余暇を利用して農村に滞在し、農村・農林業の体験などを通して農村への理解を深める活動のこと。

### ② 商業・商店街の活性化

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商環境を築くため、小売店や商店街活動 の充実に向けて支援を行います。

また、商工会議所、商工会などとの連携のもと、金利負担の軽減や融資制度の活用を図ることなどによって、商業の経営改善に努めます。

中心市街地については、石岡市中心市街地活性化基本計画等に基づき、各種施策を進め、新市の顔としてふさわしい賑わいのある空間づくりを行い、まちの活性化を促進します。

### ③ 企業誘致・地場産業の育成

醸造業などの地域の地場産業に対して、人材育成や新製品開発、消費拡大のための支援を行い、地域ブランドの確立を目指します。

また、就業機会の創出と産業経済の拡大を図るため、優位な立地条件にある工業団地への企業誘致を継続的に進めるとともに、新たな優良企業の進出に備え、工業団地周辺地域などの産業集積適地の整備を積極的に推進します。

さらに、企業の体質強化のため、融資制度や相談体制を充実させるほか、企業の環境 保全への取り組みなどへの支援も行います。

### ④ 観光産業の振興

常陸風土記の丘、いばらきフラワーパーク、温泉施設「ゆりの郷」などの観光施設と 自然環境を活かしたキャンプ場を結ぶ周遊ルートを開き、観光資源としての魅力を高め るなど、誘客につながる施策を進めます。

また、体験型観光へのニーズが高まる中、地域の文化や豊かな自然、農業資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの普及に努め、交流人口の拡大を目指します。

さらに、国指定特別史跡の常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡、県内最大である舟塚山古墳など多くの歴史遺産や、国内有数のスカイスポーツのメッカとされる地域特性を、観光資源として活用するとともに、筑波山や霞ヶ浦など知名度の高い自然環境をより有効に活かし、魅力ある観光地づくりに努めます。

### (2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 農林業の振興	<ul> <li>○生産振興・ブランド確立</li> <li>・銘柄産地の育成</li> <li>○基盤整備</li> <li>・農道・林道の整備</li> <li>○担い手の育成</li> <li>○経営支援</li> <li>・農業制度資金の活用</li> <li>○優良農地の確保</li> <li>・遊休農地の活用</li> <li>○林業振興</li> <li>・森林の整備</li> <li>○都市農山村交流</li> <li>・グリーン・ツーリズムの推進</li> <li>○地産地消の推進</li> <li>○有機農産物の推進</li> <li>・石岡市有機農業実施計画の策定</li> </ul>
<ul><li>② 商業・商店街の活性化</li></ul>	<ul><li>○商店街の活性化</li><li>・石岡市中心市街地活性化基本計画等の推進</li><li>・空き店舗対策</li><li>○商業振興</li><li>・相談業務の充実</li></ul>
③ 企業誘致・地場産業の育成	<ul><li>○企業誘致</li><li>・工業団地及び周辺地域などへの企業誘致</li><li>○地域特産品の開発</li><li>・アグリビジネス*の育成</li></ul>
④ 観光産業の振興	<ul><li>○情報の提供・活用、地域のピーアール</li><li>・観光ネットワークの形成</li><li>・フィルム・コミッション*の推進</li></ul>

\*アグリビジネス・・・・・・・農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業。

\*フィルム・コミッション・・・・映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致したり、 実際のロケをスムーズに進めるための活動のこと。

### 3) 茨城県推進事業

- ·田園空間整備事業(東筑波地区)
- ·田園交流基盤整備事業 (八郷中央地区)
- 畑地帯総合整備事業(三村地区)

### 3. 安全で安心して暮らせるまちへ(安全な地域づくり)

新市は温暖で自然災害の少ない平穏な地域ですが、刑法犯認知件数は減少していません。近年は様々な悪質・凶悪な事件が発生し、日常における安全への備えがますます求められています。

安全・安心なまちを目指して、住民と行政、そして関係機関が連携して地域ぐるみの活動を行っていくことが大切です。

救急・消防・防災に関しては、体制・システムの充実や高度化への対応など総合的な取り組みが重要です。

### (1) 主要施策

### ① 防犯対策の充実

全国的に犯罪件数は増加しており、その内容は低年齢化、凶悪化の傾向にあります。そのため、市の防犯意識を高めるため啓発活動を進めるとともに、関係機関や地域の自治会と連携し、こどもを守る110番の家や防犯パトロール、相談窓口を充実させるなどして、犯罪を未然に防ぐ体制の強化を図ります。

また、街路灯、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の設置にも努めます。

### ② 交通安全の推進

住民が安全に移動できる環境は、車にとっても良い環境となります。このため、円滑な 車両通行と安全確保を目指して、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良を行うなど、歩 行者サイドに立った、安全で安心な道路環境を整えていきます。

また、交通安全に対する住民意識の啓発や交通安全施設の整備など、幅広い事故防止活動に努めます。

### ③ 消防・救急体制の充実

住民が安全な生活を送るため、予防査察の徹底を図るなど総合的な消防力の強化に努めます。特に、本署・分署・派出所の適正配置を行うことによって、地域格差を生じさせない、しかも迅速に対応できる体制を整えます。

また、都市化の進展に伴い火災は複雑かつ大規模化の傾向にあるため、これらの備えを 強化します。

一方、初期消火の観点から、消防団活動やポンプ車などの消防施設の充実を図り一層の 強化に努めます。

消防水利については、地域事情に則した計画に基づいて適正に配置します。

救急業務においては、高規格救急車の配備の拡充と救急救命士の養成を進め、関係医療機関との連携を強化し、救命率の向上を図ります。

### ④ 防災体制の充実

近年の大規模かつ複合的な災害に対応するため防災訓練などを通して、災害に対する住民意識の向上や自主防災組織の活動促進などに取り組み、地域防災体制の充実・強化を図ります。

また、災害時に地域と行政が連携し、迅速かつ適切な対応ができるよう避難行動要支援者の対象範囲など個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉などの関係機関と情報共有を図り、支援体制の構築を進めていきます。

さらに、大規模災害時に迅速かつ効果的な対応を行うため、災害時応援協定の締結先との協力関係の更なる構築を進め、災害時における各種応援復旧活動に関する人的・物的支援について防災体制の整備に努めていきます。

### ⑤ 消費者への支援

社会環境の変化による消費者問題の複雑化・多様化に対応し、消費者の正しい知識と判断による主体的な行動を促していくための対策について充実を図ります。

また、SNS 広告に係るトラブルをはじめ、複雑で多様化する消費者トラブルを解決する ため、消費生活センターの充実を図り、消費者への情報提供や消費者教育・啓発に努めます。

### (2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 防犯対策の充実	<ul><li>○防犯設備の拡充</li><li>・街路灯・防犯灯、防犯カメラの設置</li><li>○防犯組織の充実</li></ul>
② 交通安全の推進	<ul><li>○道路・歩道の整備</li><li>・危険箇所の改修</li><li>○交通安全施設の整備</li><li>・道路照明灯設置</li><li>○意識啓発等</li><li>・交通安全の推進</li></ul>
③ 消防・救急体制の充実	<ul> <li>○施設整備         <ul> <li>・消火栓、防火水槽の増設、改修</li> <li>・耐震性貯水槽の設置</li> <li>・消防団車両及び車庫兼詰所の整備</li> </ul> </li> <li>○機能向上         <ul> <li>・消防車両及び高規格救急車の配置</li> </ul> </li> <li>○人材育成         <ul> <li>・救急救命士の育成</li> </ul> </li> </ul>
④ 防災体制の充実	<ul> <li>○防災計画         <ul> <li>・地域防災計画の見直し及び修正</li> <li>・防災マップの活用</li> <li>・業務継続計画 (BCP) の見直し</li> <li>・避難所の生活環境整備</li> <li>・防災備蓄品の確保・充実</li> </ul> </li> <li>○防災体制システム         <ul> <li>・災害情報システムの維持管理・充実</li> </ul> </li> <li>○地域防災力の向上         <ul> <li>・自主防災組織の設立・活動支援</li> <li>・地域防災訓練の実施</li> <li>・防災士の育成</li> </ul> </li> </ul>
⑤ 消費者への支援	<ul><li>○相談業務の充実</li><li>・消費生活センターによる相談・支援の推進</li><li>○消費者保護の充実</li></ul>

### 4. 笑顔と元気のあるまちへ(保健・医療・福祉の充実)

最長寿国の我が国において、近年は元気で活動的に暮らす「健康寿命」が注目され、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。住民の健康づくりを支援し、誰もが生きがいを持って暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なシステムづくりが大きな課題となっています。

笑顔と元気のあるまちの実現に向けて、一人ひとりの自覚と実践を積み重ね、少子高齢化社会に対応した体制の構築が急がれています。

また、福祉サービスや健康づくり、子育て支援など専門性ときめ細かな対応が求められる中、 制度と体制の充実にも目を向けなくてはなりません。

### (1) 主要施策

### ① 健康づくり

疾病を予防し、健康を維持していくためには、病気に対する正しい知識と定期健診が不可 欠です。特に、がんや循環器疾患などの早期発見・早期治療は「健康寿命」の延伸に欠かせ ないことから、健診の受診率の向上を図り、成人保健事業をより充実させます。

また、住民一人ひとりの心と身体の健康づくりのため、積極的な予防活動と地域全体での取り組みを推進します。

### ② 地域医療の充実

住民の地域医療へのニーズに応えるため、地域医療機関における診療情報の共有化や診療科目の拡充、在宅医療の整備など地域医療体制及び救急医療体制の充実に努めます。

また、総合診療及び小児科の緊急診療の実施、分娩を行える産科の誘致に取り組みます。

### ③ 地域福祉

地域の住民同士や医療・福祉に携わる者が相互に支え合って、高齢者や障がい者などを 見守り介護する地域ケアシステムの充実を図ります。

また、専門職員やボランティアなどマンパワー\*の確保に努め、行政と民間事業者、NPOなどとの連携を強化し、きめ細かな福祉サービスを実現させます。

さらに、地域福祉の拠点づくりと合わせ、すべての人が使いやすい施設や機具を設置・ 奨励するなど、ユニバーサルデザイン\*のまちづくりを目指します。

\*マンパワー・・・・・人間の労働力。人力。

\*ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのこと。

### ④ 高齢者福祉

高齢者一人ひとりが自らの責任と能力において、就労、ボランティア、趣味、スポーツなどの社会活動へ参加し、生涯にわたり現役で活躍できる社会を目指します。また、自らの状態を把握し、状況にあった健康づくりやフレイル予防、介護予防に取り組むことができるように支援します。

介護が必要な状態になっても、介護や医療はもとより様々な関係機関が連携して生涯を 住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### ⑤ 児童福祉

結婚、出産、子育て、教育、社会経済活動、生きがいなど、すべてのライフステージにおいて誰もが輝ける持続可能な社会の実現を目指しています。

その中で、「こどもまんなか」の視点を大切にし、こどもと子育て家庭が輝ける新しい未来を築くことを目指しています。

この実現には、地域全体で子育てを支える理念が不可欠であり、子育て環境の充実を地域と共に進める人づくり・地域づくりが重視されます。

また、こどもと子育て家庭が各ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりや、多様な課題と不安の解消に向けた支援の充実を図り、安心・安全な環境整備に努めます。

### ⑥ 障がい者福祉

道路や公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、各種支援制度を充実させ、誰もが生き生きと暮らせるノーマライゼーション\*のまちづくりを目指します。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切な運用によって、在宅サービスの向上を図るとともに、障がい者の生活を支援するため、各種福祉サービス利用などの相談・援助を行うほか、必要に応じ施設整備にも努めます。

また、障がい者の地域活動や就業機会などを提供、社会参加を促進します。

\*ノーマライゼーション ・・・高齢者も若者も、障がい者もそうでない者も、すべての人が普通の 生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会が正常で あるという考え方。

### ⑦ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が抱える問題に対し、実情に応じたきめ細かな対応が図れるよう、相談 指導体制の充実に努めます。

さらに、自立促進のため、児童扶養手当などの各種支援制度の周知と利用促進を進めます。また、就業機会の拡充や就労相談などによる支援体制の充実に努めます。

### ⑧ 低所得者福祉

生活保護世帯の経済的な自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関や事業所等との連携を密にして、情報の提供や生活相談・指導の強化を目指します。

また、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度など、関係諸制度の効果的な活用を図り、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方に対し、包括的な支援を行っていきます。

## ⑨ 社会保障制度の運営

保健・医療・福祉の連携のもと医療費の軽減化を図るため、疾病予防、健康づくり運動 を実施するなど、国民健康保険事業の充実に努めます。

また、国民健康保険税の納付意識を向上させることによって収納率を高め、財政基盤の強化を目指します。

国民年金の適用対象者に対して、広報紙などで積極的に加入を促し、国民年金制度の円滑な運営に努めます。

高齢者の介護予防や重度化防止を進めるとともに、要支援・要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「ふれあい長寿プラン」を策定しました。定期的に進捗状況を点検し、取組が効果的・効率的に推進されるよう努めます。

# (2) 主な事業

	主要施策	主な事業
		○健康増進事業 ○成人保健事業
1	健康づくり	○予防接種事業 ○母子保健事業
		○精神保健福祉事業
		○感染症予防対策
		○保健施設の整備
2	地域医療の充実	<ul><li>○地域医療体制の充実</li><li>○地域医療を担う人材確保</li><li>○緊急医療体制の充実</li><li>○乳幼児医療の支援</li><li>○産科医療の誘致</li></ul>
3	地域福祉	<ul><li>○地域福祉計画の策定</li><li>○地域ケアシステム推進事業</li><li>○社会福祉協議会・在宅介護支援センターの充実</li><li>○マンパワーの充実</li><li>・専門職員やボランティア等の確保・育成</li><li>○すべての人にやさしいまちづくり</li><li>・ユニバーサルデザインの推進</li></ul>
4	高齢者福祉	<ul><li>○認知症介護を支える環境づくり</li><li>○介護サービスの質の確保・向上</li><li>○地域ニーズに応じた介護基盤整備</li><li>○日常生活支援体制整備の推進</li><li>○高齢者にやさしいまちづくり</li></ul>

○教育・保育サービスの充実 ○特別な配慮を必要とするこどもへの支援 ○学童期・思春期の保健対策 ○学校教育環境の充実 ○自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供 ○こどもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実 ○青少年の健全な育成のための支援 ○障がい児のいる家庭への支援 ○児童虐待に対する防止対策の充実 ○生活困窮家庭とそのこどもへの支援 ○いじめ、不登校、悩みや不安を抱えるこどもへの支援 ○権利に関する普及啓発 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○家庭(祖父母等の親族含む)の養育力・教育力向上と育児参加の促進 ○悩みや不安を抱える子育て家庭への支援 ○こどもや子育て家庭にやさしい環境の整備
<ul> <li>○日常生活の援助 ・住宅改修費の支援</li> <li>○社会参加支援 ・在宅心身障がい者の福祉作業所運営</li> <li>○施設の充実 ・障がい者福祉施設の充実</li> <li>○住民の意識啓発 ・ノーマライゼーション理念の普及</li> <li>○精神保健福祉事業(心の相談・精神デイケア)</li> </ul>
<ul><li>○生活の安定と自立支援</li><li>○情報・相談体制などの充実</li><li>・ひとり親家庭の相談</li></ul>
<ul><li>○相談支援体制の充実</li><li>○自立支援</li></ul>
<ul><li>○健全な事業運営</li><li>・国民健康保険財政の健全化</li><li>・国民年金の加入促進</li><li>・介護保険の円滑な運営</li></ul>

# 5. 人を育むまちへ(教育・文化の充実)

それぞれの風土と文化とが融合した新市は、数多くの歴史・文化遺産を有しています。

地域が人を育て人が伝統を築いていく中、次代を担うこどもたちの教育には、情報化や国際化、環境問題などこれからの社会情勢に対応したプログラムを組み込んでいくことが重要です。

新市では、家庭・学校・地域の連携による教育環境づくりや住民の学習意欲に応える生涯学習の推進が期待されます。

また、地域の史跡や文化財、文化芸術活動を伝承・育成し、地域への愛着を深めていくことは新市の一体化を進める上でも大切なことです。

#### (1) 主要施策

#### ① 学校施設の整備・充実

児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築を目指し、望ましい教育環境の整った、安全で快適に学べる学校施設の整備・充実を目指します。このため、複式学級の解消とよりよい教育環境の整備を目指し、石岡市立小中学校統合再編計画に基づき、学校の統廃合を進めるほか、石岡市学校施設個別施設計画に基づき、必要に応じた改修等を進めます。また、国が進めるGIGAスクール構想などを踏まえ、学校のICT活用を推進します。その他、運動施設や学校給食の調理施設を整備・充実するとともに、学校給食については、地場産品を使った安全で安心な給食の提供に努めます。

#### ② 特色ある学校教育

豊かな感性を育むため、多様な経験を有する社会人を講師とした校内外学習を行うなど、 各学校の独自性を尊重し、児童生徒の生きる力を養います。

ICT化に対応できる情報教育を充実させるとともに、国際感覚を養うためALT\*による英語教育などを行っていきます。

障がいのある児童・生徒などの学習活動の支援や不登校児童生徒への適切な対応のため に、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみで支援していく教育体制を整えます。

> \*ALT・・・学校での外国語学習を補助する外国語指導助手。 (Assistant Language Teacher の略称)

#### ③ 地域に開かれた学校づくり

地域の諸活動に学校施設を利用するとともに、就学前児童や高齢者とふれあえる拠点とするなど、学校の地域開放を広げます。

また、こどもたちの交通安全や防犯などについて保護者と一体となって取り組むほかコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を有効に活用して、PTAだけでなく地域ぐるみで学校づくりを進めます。

#### ④ 生涯学習・生涯スポーツの推進

住民が、いつでも・どこでも身近に学習できるよう、市民講師の内容を充実させ、地域住民の自主的な活動を支援します。

利用者が多く見込まれる図書館等については、各地域の施設を充実させるとともに、各種イベントや講座等、様々な事業を展開することで、図書館の利用を促進します。

各地域で体育施設の充実に努める一方、利用予約などのネットワーク化を図り、身近にスポーツに親しめる環境を整えます。

各地域で行われているスポーツ行事をさらに充実させ、地域コミュニティの活性化に つなげます。

#### ⑤ 文化・芸術の振興

それぞれの地域の貴重な文化、伝統芸能、お祭り、芸術の保護・活用に努める一方、 これらをネットワークで結び、新市の一体感の醸成と芸術文化活動の活性化を図ります。 また、文化熱が高まる中、住民の自主的な組織づくりや文化活動を積極的に支援すると ともに人材の育成にも努めます。

## ⑥ 歴史・文化財の活用

常陸国分寺跡や常陸国分尼寺跡、茨城県内最大の舟塚山古墳など国指定の史跡や国指定有形文化財の善光寺楼門、峰寺山西光院などの歴史・文化財の保全保護に努め「歴史の里」としての独自性を高めます。

これら史跡の保護保存と周辺整備を行うとともに、歴史探訪ルートを設定し、説明案内板の設置や歴史案内ボランティアなどによって、地域内外の多くの人が学び、楽しめるような学習スポットにします。

また、文化財保存活用地域計画に基づき豊富な埋蔵文化財の発掘調査を計画的に行い、出土した文化財や歴史民俗資料の整理・保管・展示を充実させます。

#### ⑦ 国際交流の推進

外国人向けの案内標示を充実させるとともに、住民主体による国際交流を進めるなど して相互理解を深め、国際協調の意識の啓発を図ります。

## ⑧ 青少年の健全育成

21世紀の地域を担う青少年一人ひとりが、心身ともに健やかにたくましく成長するため、学校外活動の充実や有害図書販売の制限等の環境浄化を図ります。

また、青少年問題協議会などの開催により、青少年健全育成に関係する行政機関相互の連絡調整を図ることで、青少年に対する健全育成事業の更なる充実を目指します。

# (2) 主な事業

	主要施策	主な事業
1	学校施設の整備・充実	<ul><li>○施設の充実</li><li>・小中学校の統合再編</li><li>・改築・長寿命化・改修</li><li>・給食センター改修</li><li>・校内LAN環境の充実</li></ul>
2	特色ある学校教育	<ul><li>○幼稚園教育の充実</li><li>○総合学習事業の推進</li><li>・人権・福祉・環境教育の推進</li><li>・情報教育の充実</li><li>○学校図書館の充実</li><li>○特別な配慮を要する児童生徒の学習支援</li><li>・特別支援学級の設置</li><li>○心の相談窓口の充実</li></ul>
3	地域に開かれた学校づくり	<ul><li>○学校運営参加</li><li>・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の</li><li>活用</li><li>○勤労、福祉等の体験活動の推進</li></ul>
4	生涯学習・生涯スポーツの推進	<ul> <li>○図書館の充実</li> <li>・図書検索システムの活用</li> <li>・イベントや講座等の充実</li> <li>・乳幼児への読書支援</li> <li>・図書館の整備とネットワーク化</li> <li>○生涯スポーツの充実</li> <li>・体育施設の整備</li> <li>○指導者の育成</li> <li>○公民館文化講座の充実</li> </ul>
(5)	文化・芸術の振興	<ul><li>○施設の充実</li><li>・複合文化施設(市民ホール)の整備</li><li>○文化・芸術活動の支援</li></ul>
6	歴史・文化財の活用	<ul><li>○文化財保存活用地域計画の推進</li><li>○歴史・文化財の研究・保存・整備</li><li>・遺跡や史料の調査収集</li><li>・史跡等の整備</li><li>・郷土資料展示施設・博物館等の整備促進</li><li>・文化財を活用した広域連携</li></ul>
7	国際交流の推進	<ul><li>○国際交流の推進</li><li>・市民団体への支援</li><li>○外国人への情報提供</li><li>・外国語表記の各種案内板の整備</li></ul>
8	青少年の健全育成	<ul><li>○地域教育の向上</li><li>○青少年育成団体等の支援</li></ul>

# 6. 自然と調和するまちへ(環境共生・循環型社会の構築)

環境問題や地球温暖化への対策が人類共通の課題となっています。その対策としてごみの減量・廃棄物の再利用・リサイクルや自然エネルギーの導入などが世界的に広まりつつあります。 新市は、日本第二の湖・霞ヶ浦と関東の名山・筑波山など豊かな自然に恵まれています。これからの課題は、これらの自然を次代への財産として引き継ぎ、持続可能な地域資源として生活や産業の中で大切に活用していくことです。

#### (1) 主要施策

#### ① 自然環境の保全・活用

新市の山や河川・湖などを、次代に引き継ぐ遺産として守るため、水質・土壌・大気などの汚染防止と環境保全に努めながら、よりよい環境づくりを目指していきます。

また、関係機関と連携を図りながら、不法投棄対策にも積極的に取り組んでいきます。 これらの自然環境はその保全と併せて、こどもたちの教育や住民の生涯学習・スポーツ の場として活用していきます。

また、グリーン・ツーリズムやフィルムコミッションなどを通じて、地域資源のピーアールに努め、地域間交流を進めます。

#### ② 住環境・都市景観等の整備

美しい自然や落ち着きのある歴史風土にふさわしい街並み景観を形成していくために、 住民参画のもと、景観条例の適正な運用を図ります。

また、地域ごとの産業や暮らし方に適した住環境・都市景観づくりを推進していきます。

#### ③ 廃棄物対策・循環型社会の構築

廃棄物対策の三原則といわれるごみの減量・粗大ごみなどの再利用・資源ごみのリサイクル意識を住民の中に広く浸透させて、地域ぐるみ・事業所ぐるみの実践活動を促します。 また、産業面においても減農薬農業の促進や畜産農家と耕種農家を連携させることによって、堆肥や厩肥の有効利用を図るなど自然環境に配慮した、環境保全型農業・地域循環型農業の展開を促進します。

地球温暖化対策実行計画の推進により、継続的に地域の脱炭素化に取り組んでいきます。

#### ④ 省エネルギー・新エネルギー

地域の環境に負荷をかけ、地球温暖化の主因とされる化学石油燃料(石油・天然ガス等)の利用削減を進めるとともに、太陽光・熱やバイオマスなど、自然エネルギーの導入を促進します。この実現のため、行政や教育機関などが率先して実行するほか、事業所や家庭への導入を支援していきます。

# (2) 主な事業

	主要施策	主な事業
1)	自然環境の保全・活用	<ul><li>○環境基本計画の策定</li><li>○自然環境の保全・活用</li><li>・水辺環境の浄化対策</li></ul>
2	住環境・都市景観等の整備	<ul><li>○都市景観づくり</li><li>・景観条例の適正な運用</li><li>○地域の特徴ある街並みづくり</li><li>・花いっぱい運動の推進</li><li>・電線類地中化事業</li></ul>
3	廃棄物対策・循環型社会の構築	<ul><li>○ごみ減量・再利用・リサイクルの推進</li><li>○環境保全型農業の推進</li><li>○地球温暖化対策実行計画の推進</li></ul>
4	省エネルギー・新エネルギー	<ul><li>○新エネルギーの導入</li><li>・バイオマス・ステーション*の整備</li></ul>

\*バイオマス・ステーション・・・動植物など生物由来の有機性物質から、電気や熱、液体燃料などのエネルギーを取り出したり堆肥などを作る施設。

# 7. 協働で歩むまちへ(住民と行政との協働)

地方分権が実践段階を迎え、地域の自立がますます求められてくる時代です。そのためにも、 住民が行政に主体的にかかわり、計画や政策を練り上げていく段階から積極的に参画していくこ とが大切になります。

それらを実現していくには、広報の強化などによる情報の共有と地域コミュニティの充実、男女共同参画社会の実現に向けての取り組み、ボランティア・NPOへの支援など多面的な対応が必要です。新たな時代を切り開くキーワードとして「協働」の2文字が、いま着目されています。

## (1) 主要施策

#### ① 住民と行政との協働

分権時代に入り地方自治体の自己決定と自己責任が求められるなか、限られた財源で、 効果的な施策や住民サービスを行うため、住民がそれらの計画・実施・検証へ参画できる システムづくりを目指します。

公募による各種審議会や委員会への住民参画を図るとともに、計画策定や施策の実施にも住民が参画し、一方でボランティアなどにより公共サービスの一端を担うなど、サービスの生産と提供との両面から協働を進めます。

それらを実効性のあるものとするため、住民と行政の情報の共有を一層進めていきます。

#### ② コミュニティの充実

コミュニティは、住民一人ひとりの生活基盤であるとともに、その活動がまちづくりに つながっています。

住民が力を合わせて新しい課題に取り組み、知恵を出し、汗を流し合うことで、地域の環境が少しずつ改善され、まちへの愛着が膨らんでいきます。このことから、コミュニティと行政の役割分担が、ますます重要となってきます。

このため、コミュニティをさまざまな地域課題を解決する活動の基礎単位と位置づけた うえで、行政が行うべきもの、住民が担うべきもの、さらには住民と行政が協働すべきも のとに分けて、コミュニティの役割を際立てていきます。

#### ③ 男女共同参画社会の実現

男性と女性が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は新市の大きなテーマです。このため、指針となる計画や条例を策定し、住民と行政が一体となって進む体制づくりに努めます。

また、職員の男女共同参画意識を高める一方、各種審議会等に女性の登用を進め、女性の視点・意見を反映させるまちづくりを行います。

各種講演会や女性セミナー等を実施し、住民への啓発を図るとともに、各種団体の支援と連携を強化します。さらに、最近増加しているDV問題\*などの相談窓口を充実させ、関係機関と連携のもと問題解決に努めます。

\*DV問題・・・配偶者やパートナーに対する暴力問題。

# ④ ボランティア・NPOへの支援

ボランティア・NPO\*と行政がより密接な連携を保ち、住民生活に直接関係の深い分野を中心に、協働して施策の推進を図っていきます。

また、情報の提供などボランティア・NPOが活動しやすい環境整備を進めるとともに、ボランティア・NPOに対する理解を深めるための普及啓発活動を積極的に展開します。

\*NPO・・・教育、文化、医療、福祉、国際社会など、様々な社会的活動を行う非営利・非政府 の民間組織。

# (2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 住民と行政との協働	<ul><li>○組織・人材育成</li><li>・まちづくり団体の育成</li><li>・まちづくりシステムの確立</li><li>・人材バンクの活用</li></ul>
② コミュニティの充実	<ul><li>○コミュニティ活動の支援</li><li>○住民との対話機会の充実</li></ul>
③ 男女共同参画社会の実現	<ul><li>○男女共同参画の推進</li><li>・行動計画の策定・条例等の整備</li><li>・各種審議会等委員への女性の登用</li><li>○女性問題相談窓口の充実</li></ul>
④ ボランティア・NPOへの支援	<ul><li>○施設の整備</li><li>・ボランティアセンターの整備</li><li>○ボランティア団体等への支援</li><li>○ボランティア登録制度の導入</li></ul>

# 8. 効率的な行財政運営を目指して(行財政改革の推進)

地方行財政改革の進む中、新市の財政は厳しいものとなることが予測されます。限られた予算 で最大限の効果をあげる行財政運営こそ、合併した新市に求められる最大のテーマです。

時代の変化に即応した効率的で機能的な行政経営を目指し、計画的な事務事業の推進、行政評価システムの確立、民間活力の活用などによるまちづくりを進めます。

また、合併の効果を最大限発揮できる行政体制の構築や、情報通信技術を活用した行政運営システムの整備も急がれます。

# (1) 主要施策

#### ① 情報公開と対話の推進

市政情報を様々なツールにより迅速に提供するとともに、情報コーナーの設置や広報紙の 充実を図り住民との情報の共有化に努めます。

また、行政の透明性の確保と行政としての説明責任を果たすため、情報公開と個人情報の保護との関係に十分配慮しつつ、開かれた市政を目指します。

一方、施策の形成過程において、ワークショップなどの手法やパブリックコメント制度\* 及び人材登録制度を活用するなどして、市政運営への住民参画を進めます。

さらに、市政モニター制度の継続や「まちづくり出前講座」及び「行政懇談会」の開催などによって広聴活動を充実させるほか、インターネットなど新たな通信媒体を活用した住民との対話による市政に力を注ぎます。

\*パブリックコメント制度・・・重要な施策などを立案する際に、その案を広く住民に公表し意見 を募り、その意見を案に活かせるかを検討した結果と市の考え方 を公表する制度

#### ② 持続可能な財政運営の確立

物価高が続いていることを背景にして、地方財政は極めて厳しい局面に立たされており、 自主財源の確保などの財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

こうした財政状況を踏まえ、適確な将来予測に立って中期・長期の財政計画を策定します。 これを基に、真に必要な施策が何かを慎重に見極めるなど、事務事業の峻別を図ることによって、将来にわたって自立できる財政運営を目指していきます。

また、財政の硬直化を防ぐため、事業等の外部委託や民間委譲などを進め、経常経費の削減に努めます。

#### ③ 効率的・効果的な行政運営の推進

少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供と総合的な行政の推進を図るため、費用 対効果を基本とする経営的な感覚を採り入れた行政運営に努めます。

また、住民ニーズの多様化・高度化に対応するため、組織機構のビルド・アンド・スクラップ\*を進め、弾力的で横断的な体制を整えるとともに、意思決定単位の小規模化を目指します。さらに、安定的な行政サービスを提供し続けるため、職員定員管理計画に基づく適正な職員数の管理に努めます。

なお、施策の実施に当たっては、常に計画・実施・評価・改善といったマネジメントサイクル\*を機能させるとともに、数値や質的な達成目標の設定や、住民参画による行政評価システムの導入にも取り組み、住民への説明責任の明確化を図っていきます。

\*ビルド・アンド・スクラップ・・・まず先に新規事業を立ち上げ(ビルド)、その事業の財源を 生み出すために既存事業を見直し(スクラップ)してくこと。

\*マネジメントサイクル・・・・・事業の結果を客観的な指標に基づいて評価し、評価結果を 改善に結び付けていくという、一連の経営管理の流れ。

#### ④ 人材育成の強化

「自己決定・自己責任」が求められる地方分権型社会は、職員の政策形成能力や管理能力、 専門的知識を向上させることで住民サービスに大きな効果を生み出します。この人事管理と 人材育成のため、職員に対する職場内研修や職場外研修の充実・強化を図るほか、階層別研 修・専門研修などの継続的な実施に努めます。併せて、人事評価制度の適切な運用により、 職員の能力や意欲をさらに高め、また、職員の持つ潜在的な能力を開発し、それらが十分 発揮できるよう努めます。

# ⑤ 庁舎機能の充実

電子自治体化を進め、迅速な事務処理の遂行と情報の提供により、地域格差のない住民サービスに努めます。

企画・管理部門を集中させることで小さく強固な組織とし、住民生活に直結する部門を 充実させて、窓口サービスの維持向上を図っていきます。

また、休日であっても、住民票や印鑑証明などの交付が受けられるような体制の強化に 努めます。

さらに、地域の声を反映させるため、地域や自治会などとの連携を強化することによって、地域の特性を尊重したサービスにも努め、地域と行政の一体化を進めます。

新市の庁舎については、本庁舎と既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの低下を招かないよう、電子ネットワークの充実など必要な整備を図ります。

# (2)主な事業

主要施策	主な事業
① 情報公開と対話の推進	<ul><li>○情報公開</li><li>・広報紙・ホームページの充実</li><li>○対話の推進</li><li>・行政懇談会・出前講座の開催</li><li>・広聴の充実</li></ul>
② 持続可能な財政運営の確立	<ul><li>○中長期財政計画の策定</li><li>○財政改革の推進</li><li>○民間活力の活用</li></ul>
③ 効率的・効果的な行政運営の推進	<ul><li>○職員定員管理計画の推進</li><li>○各種システムの導入</li><li>・行政評価システムの導入</li><li>・公共施設予約システムの構築</li></ul>
④ 人材育成の強化	<ul><li>○職員研修の充実</li><li>○人事交流の推進</li></ul>
⑤ 庁舎機能の充実	<ul><li>○施設の充実</li><li>・本庁舎と既存施設の有効活用</li><li>・電算システムの整備</li><li>○電子自治体の構築</li><li>・各種証明書の電子発行</li></ul>

# 第 4 章 新市における茨城県の推進事業

# (1) 茨城県の役割

茨城県は、新市と十分に連携し、新市建設計画を総括的かつ計画的に推進するため、新しいまちづくりに向けた取組みを積極的に支援していきます。

# (2) 新市における茨城県の事業(再掲)

政策区分	主な事業
1. 明日を拓くまちへ	<ul> <li>・一般国道 355 号整備事業</li> <li>・主要地方道石岡筑西線整備事業</li> <li>・主要地方道笠間つくば線整備事業</li> <li>・主要地方道土浦笠間線整備事業</li> <li>・一般県道石岡田伏土浦線整備事業</li> <li>・一般県道月岡真壁線歩道整備事業</li> <li>・都市計画道路若松行里川線整備事業</li> <li>・一級河川恋瀬川河川改修事業</li> </ul>
2. 産業の輝くまちへ	<ul><li>・田園空間整備事業(東筑波地区)</li><li>・田園交流基盤整備事業(八郷中央地区)</li><li>・畑地帯総合整備事業(三村地区)</li></ul>

# 第 5 章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、かつ地域間のバランス・特徴・住民の利便性、財政事情等を考慮するとともに、住民意向を尊重しながら公共施設等総合管理計画において検討・整備を進めていきます。

既存施設を可能な限り有効活用し、新たな公共施設については、合併後の中・長期的な財政状況を展望し、事業の効果や新たな維持管理コストの発生などを十分考慮して、効率的な整備に努めます。

保育所及び幼稚園、小・中学校については、園児・児童・生徒数の将来見通しを勘案して、適切な環境整備を進めるとともに、計画的な施設の統合・整備を図ります。

新市の庁舎については、新たに建築された本庁舎と既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの低下を招かないよう、電子ネットワークの充実など必要な整備を図ります。

# 第 6 章 財政計画

# 1. 基本的な考え方

財政計画の策定にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現行の行財政制度、 経済状況をもとに、合併に伴う変動要因等を加味して推計します。

歳入・歳出それぞれ各項目ごとに、現況や過去の実績、経済情勢等を加味しながら、合併特例 債をはじめとする国・県の財政支援制度を有効に活用し、併せて人件費、物件費等の経常経費の 削減に努めます。

## 2. 歳入

## (1)地方税

過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口の推移を勘案しながら見込んでいます。

# (2) 地方交付税

現行制度に基づき推計しています。また、合併にかかる交付税措置を見込んでいます。

#### (3)国庫支出金・県支出金

過去の実績等に基づき推計しています。また、新市の施策展開分や合併にかかる財政支援等を 見込んでいます。

# (4)繰入金

年度間の財源調整や新市の施策展開のため、財政調整基金等からの繰り入れを見込んでいます。

#### (5)地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債の発行を見込んでいます。

#### (6) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

## 3. 歳出

# (1) 人件費

職員数の適正化等に基づき、人事院勧告等の影響を勘案しながら見込んでいます。

#### (2) 扶助費

過去の実績や少子高齢化の進行に伴う影響等を見込んでいます。

#### (3)公債費

既存の借入れに対する償還額と、合併後の新市の施策展開に伴う特例債・通常債の発行による 償還見込み額を、併せて見込んでいます。

# (4)物件費

行財政運営の効率化の推進による事務経費削減効果を見込んでいます。

# (5)補助費等

公益性の観点に立った見直しによる経費削減効果を見込んでいます。

# (6)普通建設事業費

現行の制度を基本とし、新市の施策展開に伴う普通建設事業費を見込んでいます。

# (7) その他

維持補修費や繰出金等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

# 4. 歳入・歳出の見込額

[熊八]

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	Н20	H21	H22	Н23	H24	H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9 F	R10 F	R11 F	R12
5 九 税	9,592	9,649	10,606	10,587	10,193	10,022	9,972	9,705	9,822	9,815	9,579	9,840	9,933	9,805	10,007	9,859	9,719	9,910	10,101	9,718	10,086	10,242	10,239	10,283	10,316	10,248
5方譲与税	829	1,141	538	519	489	474	467	437	416	399	418	415	413	418	425	430	437	436	440	445	448	448	448	448	448	448
;種交付金	1,365	1,356	1,183	1,124	1,070	1,047	981	932	996	1,083	1,610	1,402	1,541	1,624	1,637	1,881	2,215	2,158	2,179	2,650	2,337	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335
5方交付税	5,832	5,563	5,310	5,413	5,910	6,512	8,170	6,562	6,105	6,404	7,048	7,437	7,011	7,122	7,511	8,281	7,262	7,084	7,234	7,534	7,300	7,411	7,851	7,984	7,901	8,149
7担金及び 担 金	357	322	302	311	308	328	300	315	298	315	325	282	294	308	258	135	136	145	133	135	147	147	147	147	147	147
5用料及び 数 料	744	809	447	446	415	404	389	376	388	379	360	351	335	337	259	242	228	233	258	237	245	245	245	245	245	245
庫支出金	1,882	2,046	2,221	2,244	4,709	4,771	4,903	4,131	3,979	4,521	5,094	4,498	4,319	4,126	4,352	13,726	7,494	8,758	8,772	6,111	5,695	5,933	6,113	7,306	6,299	6,238
支出金	1,220	1,236	1,333	1,482	1,993	1,618	1,769	1,660	1,678	1,692	1,823	1,882	2,002	2,022	2,094	2,296	2,274	2,336	2,370	2,466	2,671	2,735	2,580	2,587	2,593	2,613
1 産収入	22	15	28	40	40	92	20	69	70	39	29	25	270	30	15	66	17	12	34	81	29	29	29	29	29	29
ドール	1,601	147	39	21	24	26	22	140	146	420	1,624	416	685	1,822	692	217	266	573	841	996	2,945	1,968	1,021	1,446	2,005	1,230
と 対 金	801	627	834	871	827	1,132	1,457	2,458	1,464	1,479	1,004	1,397	1,754	1,372	1,347	1,282	1,389	1,973	2,739	2,097	300	300	300	300	300	300
* 坂 入 その 他	897	838	762	737	856	2,003	841	823	783	923	962	989	894	856	825	689	873	684	684	587	176	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026
5 人	1,641	2,496	1,650	2,088	3,176	3,313	3,331	3,756	3,714	2,577	3,057	2,550	1,794	3,756	1,557	3,162	2,483	2,791	3,591	2,025	1,519	2,587	1,804	4,105	4,596	1,912
5 入合計	26,783	26,044	25,253	25,883	30,010	31,726	32,652	31,364	29,829	30,046	32,933	31,484	31,245	33,598 3	30,979 4	42,299 3	34,793 3	37,093 3	39,376 3	34,989 3.	34,498 3	36,406 3	35,138	39,241 3	39,240 3	35,920

(単位:百万円)

		i				ī	1		,		r
R12	7,404	8,125	3,128	5,642	279	3,890	3,068	481	56	3,847	35,920
R11	7,381	8,109	3,040	5,617	279	3,890	3,068	481	56	7,319	39,240
R10	7,325	8,092	2,894	5,673	279	3,890	3,068	581	56	7,383	39,241
R9	7,200	8,076	2,829	5,730	282	3,929	3,068	581	56	3,387	35,138
R8	7,170	8,060	2,720	600'9	285	4,010	3,068	501	56	4,527	36,406
R7	6,786	8,044	2,908	6,070	288	4,591	3,068	401	56	2,286	34,498
R6	986'9	8,767	2,860	4,890	313	4,243	2,930	379	48	3,256	33,622
R5	5,380	8,235	2,894	4,552	293	4,172	2,885	1,266	27	7,575	37,279
R4	5,144	7,792	2,885	4,751	197	4,150	2,816	1,200	35	5,319	34,353
R3	5,158	8,834	2,740	4,587	249	3,756	2,783	1,452	45	3,216	32,820
R2	5,169	7,303	2,707	4,401	279	14,252	2,770	203	53	3,774	40,911
R1	5,051	7,074	2,679	3,838	302	4,073	4,244	208	57	2,171	29,697
Н30	4,954	6,848	2,652	3,701	317	2,635	4,002	681	53	6,408	32,251
H29	4,855	6)609	2,985	3,597	296	2,422	4,113	1,221	75	3,401	29,874
H28	4,846	6,734	2,712	3,702	251	2,305	4,094	1,326	101	3,659	29,730
H27	4,879	6,413	2,839	3,778	298	2,575	4,085	914	125	5,630	31,536
H26	4,991	6,072	2,842	3,573	371	2,081	3,985	596	134	4,397	29,042
H25	5,142	5,678	2,721	3,295	338	2,487	3,731	962	145	3,851	28,350
H24	990'5	5,470	3,435	3,334	293	2,117	3,717	1,448	172	4,848	29,900
H23	5,257	5,553	2,655	3,454	251	1,884	4,198	1,520	190	5,233	30,195
H22	5,457	5,361	5,194	3,139	185	2,039	3,725	741	190	4,238	30,269
H2 1	5,719	4,230	2,977	3,193	211	3,703	3,650	483	170	4,542	28,878
H20	5,942	3,869	3,101	3,299	221	2,372	3,351	52	164	2,685	25,056
H19	6,084	3,784	3,203	3,152	229	2,501	3,050	81	104	2,194	24,382
H18	6,071	3,569	3,184	3,252	233	2,634	3,089	35	73	3,070	25,210
H17	9/0'9	3,161	3,182	3,765	232	2,932	3,691	984	81	2,052	26,156
	+ 費	カ 費	黄	+	補修費	費等	祖	金 7	出付資金	1 建設業	但
	人件	<b>共</b>	公	为	維持補	4 助	黎田	積立	投,資質	押事	搬